

農薬取締法について

1 農薬取締法の目的（最終改正：平成30年6月15日）

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的としています。

2 農薬の定義

この法律において「農薬」とは、法第2条で「農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤」と定められています。

つまり、この法律でいう農薬とは、農作物等の栽培管理に使用する薬剤（殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤及び植物成長調整剤など）に限られます。フェロモン剤などの誘引剤や天敵などの生物農薬も農産物等の栽培管理に使用することを目的として製造・販売される場合は、農薬になります。

◎最近の主な改正内容

①平成14年12月11日公布（平成15年3月10日施行）

- ・無登録農薬の製造及び輸入の禁止
- ・輸入代行業者による広告の制限
- ・無登録農薬の使用規制の創設
- ・農薬の使用基準の設定
- ・法律違反の罰則の強化

②平成15年6月11日公布（平成15年7月1日施行）

- ・違法農薬の販売に対する販売者への回収等の命令
- ・農薬登録と残留農薬基準の整合性確保
- ・農薬以外の薬剤である除草剤に対する表示の義務化（この項目は、平成16年6月11日施行）

③平成30年6月15日公布(平成30年12月1日施行、一部は令和2年4月1日施行)

- ・再評価制度の導入
- ・農薬の登録審査の見直し

(規則・省令) 農薬取締法施行規則及び農薬使用基準を一部改正する省令の改正

平成16年6月21日公布(平成17年6月21日施行)

- ・農薬を使用することができる総回数の積算期間の定義の明確化
- ・農薬の有効成分に着目した総使用回数の表示義務
- ・有効成分の種類ごとに定められた総使用回数の遵守

3 農薬の登録制度

農薬はその多くが、生物に対し生理活性を有する化学物質であることや、病害虫の防除などを目的として環境中に意図的に放出されるものであることなどから、農薬取締法はもちろんのこと、食品衛生法（食品、添加物等の規格基準）、環境基本法（環境基準）、水道法（水質基準）、水質汚濁防止法（排水基準）などに基づき、農薬が満たすべき各種の基準が設定されています。食品（農産物）、水道水への残留を始め、河川、湖沼などの公共用水域、農用地を含むすべての土壤等からの排水など生活環境への影響についても厳しく規制されており、これらの基準への適合性が確認されたのち登録されます。

申請は独立行政法人農林水産消費安全技術センターで受付し、さまざまな検査を行いますが、大きく分ければ、①農薬の品質と薬効・薬害、②人畜への安全性、③農薬を使って生産された農産物への残留性、④土壤・水環境への影響、⑤有用動植物の影響が項目に挙げられます。

これらの検査は、主として独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、それぞれ専門的に実施されます。必要な場合には、厚生労働省による毒物や劇物の指定を受ける手続きもします。

こうして、農薬の品質が保証され、薬効も確かに、すべての安全性が確認されたものだけが、農林水産省に登録され農薬として認められます。

これまで、登録の有効期間は3年で、継続して販売する場合、その有効期間内に再登録を行う必要がありました。しかしながら、平成30年の農薬取締法の改正により再登録制度は廃止され、登録のある全ての農薬を対象に、同一の有効成分を含む農薬については、一括で定期的（15年程度）に安全性の再評価を行う制度が導入されました。

また、農薬製造者に毎年求める報告等により、人畜や環境への安全性等が確認できないときは、農林水産大臣により、登録の内容（使用方法等）の変更や登録が取り消されることになりました。

なお、登録は銘柄別になされるので、メーカーが別であったり、含まれる量が異なる場合にはそれぞれ個別に登録の申請をして検査を受けなければなりません。

